



雨水対策にご協力を

市民の皆さまには宅地内に雨水浸透ますの設置をお願いしています。一人でも多く、雨水を地下に浸透させる取組を行うことが大切です。

また、万が一、浸水被害が発生した場合に備え、自分の身を守るために浸水に対する備えや事前にハザードマップ等で浸水想定箇所などを確認するようにしてください。

雨水浸透ます等の維持管理について

雨水浸透ますは、宅地内に降った雨水を雨どい等から集水し、地中へ浸透させる施設です。

既に雨水浸透ますを設置していても、土砂や落ち葉が溜まってしまうと浸透の効果が発揮されないため、定期的に清掃を行うなどの適切な維持管理をお願いします。



清掃前



清掃後

浸水被害に備えるためにハザードマップを持つ

過去に1時間で記録した市内最大降雨をシミュレーションし、浸水想定区域を浸水の深さごとに色付けしています。

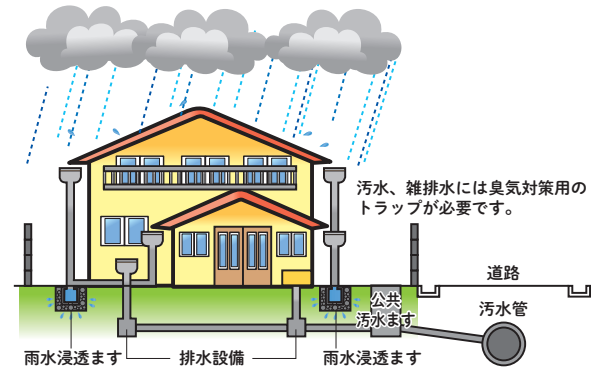
自宅の位置と避難場所を確認し、浸水しやすい場所や危険な場所を避けて、避難経路を設定しましょう。



ハザードマップ拡大図


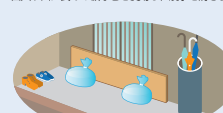


雨水浸透ます助成金制度

市が認定した雨水浸透ますを設置していただく方に、設置費用の一部を市が助成します。



浸水被害を防ぐためにできること

ご家庭にあるものや身近な道具を使って、玄関だけでなく床下への浸水対策の準備をしましょう。

<p>土のう 出入口に土のうなどを使用し、浸水を防ぎます。</p> 	<p>止水板 出入口に長めの板などを使用し、浸水を防ぎます。</p> 
<p>地下室への排水ポンプの設置 地下駐車場、半地下住宅の浸水が増えています。排水ポンプの設置や準備をしておきましょう。</p> 	<p>道路の側溝や雨水ますの集水口の確認 側溝や雨水ますの集水口(グレーティング)に落ち葉などが詰まっていなければ確認しましょう。詰まっていたら取り除いておきましょう。</p> 

ハザードマップの配布・閲覧場所
市ホームページ
下水道経営課、各区行政資料コーナー

下水道のお金のはなし

下水道使用料について

下水道使用料は、皆さまの家庭や事業所などから流された汚水を処理場で処理する費用や下水管の維持管理費用、下水道施設の建設に要した借入金の返済等に充てるため、負担していただくものです。

公共下水道事業は、事業に必要な経費を下水道使用料で賄うことが原則です。税金で負担すべき、川など公共用水域の保全にかかる費用を除いた、汚水処理に要する経費を使用者の皆さまからの下水道使用料で賄い、安定した下水道サービスの提供をしております。

私たちの使用料は
きれいな水のために
必要なんだね!



受益者負担金・分担金について

公共下水道が整備されると、生活環境が良くなり、快適で便利な暮らしになります。また、公共下水道は、誰でも利用できる道路や公園などの一般的な公共施設と異なり、利用できるのは施設が整備された区域内の人に限られます。

そこで、公共下水道が整備されることによって、衛生的な環境になるなどの利益を受ける方々に、事業費の一部を負担していただくのが、受益者負担金・分担金です。

※対象区域 受益者負担金：市街化区域及び用途地域（非線引き）の土地
受益者分担金：市街化調整区域及び用途地域外（非線引き）の土地

※市街化区域 すでに市街化を形成している区域及び、おおむね10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域をいいます。

市街化調整区域 市街化を抑制すべき区域をいいます。

用途地域 都市計画のなかで、土地や建物の用途に一定の制限が加えられた地域をいいます。

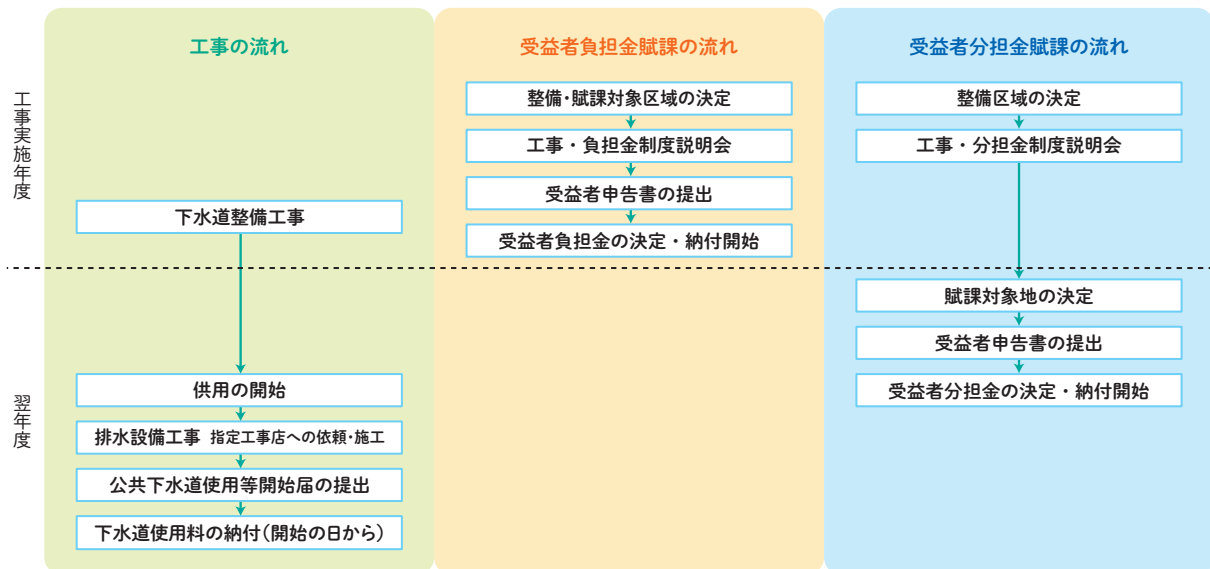
受益者負担金・分担金の納付方法

受益者負担金・分担金は3年に分割し、さらに1年を4回の納期に分けて、3年12期で納めていただくことになっています。

前納報奨金の交付

受益者負担金・分担金を各年度の最初の納期内に1年分、2年分または3年分まとめて納めていただきますと、前納報奨金が交付されます。

公共下水道をご利用いただくまでの流れ



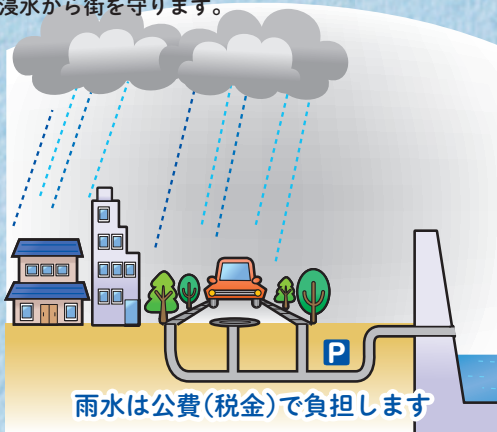
※指定工事店 市内で排水設備工事を施工することができる市が指定した下水道工事店をいいます。

コラム

「雨水公費・汚水私費の原則」

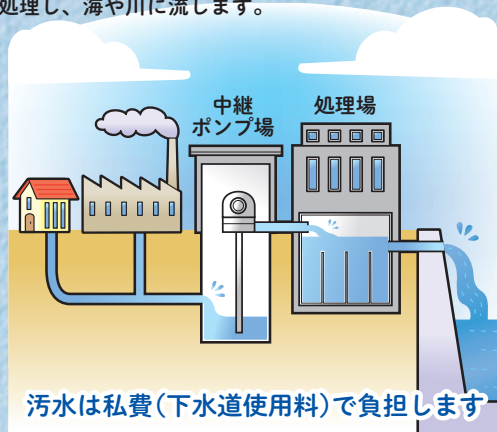
雨水処理事業（浸水対策）

自宅や道路などに降った雨水をすみやかに排除し、浸水から街を守ります。



汚水処理事業

家庭や工場などから排出された汚水をきれいな水に処理し、海や川に流します。



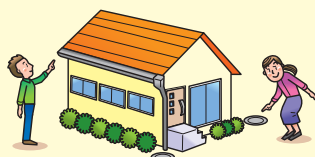
下水道事業には、降った雨を速やかに排除する雨水処理事業と、使って汚れた水をきれいにする汚水処理事業があります。そして、自然現象である雨水の排除に係る経費は公費(税金)負担とし、汚水処理に係る経費は受益者負担という考えから私費(下水道使用料)負担としています。

下水道が詰まった時には？

宅地内（排水設備）の場合

維持管理は各ご家庭で行っていただきますので、市の指定下水道工事店などへご連絡ください。

連絡先が分からない場合は、県北管工事協同組合（042-757-3322）又は相模原市管工事設備協同組合（042-743-2538）、津久井管工事協同組合（042-784-5200）にご相談ください。お近くの工事店を紹介しています。



公道内（公共下水道）の場合

市で管理していますので、裏表紙に掲載の連絡先までご連絡ください。



コラム

排水設備

排水設備とは、トイレ・台所・浴室などの家庭から出る汚水や工場及び事業場などから出る汚水を、円滑に公共下水道（公共汚水ます）まで運ぶ宅地内の施設のことをいいます。



水洗化工事あっせん制度

水洗トイレに改造する方のために、市内金融機関から融資を受けられるよう水洗化工事資金融資あっせん制度や特別助成交付制度を設けています。申請は、排水設備工事の申し込みと合わせて、市の指定下水道工事店に申し出てください。

下水道情報

公共下水道（汚水）が整備された区域では

- 家庭などからの汚水は、排水設備を設けて、直接、公共下水道へ流していただきます。
- 有害な物質を含んだ汚水を流す工場や事業所などでは除害施設を設置していただきます。
- 排水設備の工事は、市の指定下水道工事店に依頼して行ってください。
- くみ取り式トイレは、法律により3年以内に水洗化することが義務付けられています。
- 浄化槽をお使いの場合は、速やかに浄化槽を廃止し、公共下水道に接続していただきます。
- 雨水は、公共汚水ますに接続できないので、雨水浸透ます等により宅地内浸透してください。

下水管等の点検商法にご注意ください！

宅地内の下水管や排水設備などの無料点検を行い、清掃などを有料で勧誘する事例が発生しています。宅地内の排水設備は個人所有となっており、維持管理については各ご家庭で行っていただくこととなっていますが、法令での定期点検等の義務付けはありません。勧誘などで「おかしい」と感じたら市までお問い合わせください。

下水道と私たちの暮らし

下水道は、私たちの快適で安全な暮らしと自然を守るために、なくてはならない大切な施設です。

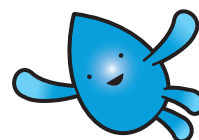
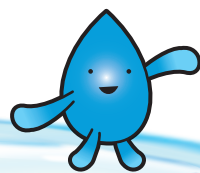
今後は特に既設下水道施設の耐震化、そして古くなった施設の修理等を行っていかなくてはなりません。

皆さまにご負担いただく下水道使用料は、下水道の修理等に充てられますが、下水道の修理には多額の費用がかかります。少しでも長く下水道を使い続けるためには、私たちは下水道の役割を理解し、下水道を大切に使うという心掛けを持つことが大切です。

私たちの暮らしと下水道について少しでも考え、下水道を正しく利用していただくようご協力をお願いいたします。

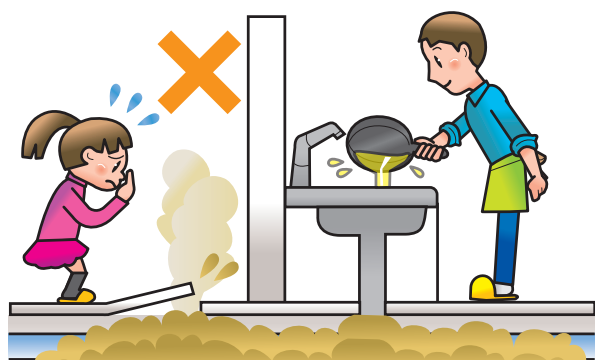
※相模原市では、「生涯学習まちかど講座」など下水道に関する様々な講座を開催しています。

下水道の仕組みを知りたい、浸水対策について知りたいなど様々なご要望にお答えします。詳しくは下水道経営課に連絡ください。



下水道を正しく大切に使いましょう

下水道による快適な生活環境をつくりだすためには、下水道を利用する私たち一人ひとりが公共の財産として大切に、十分にいたわっていく必要があります。



台所では油やゴミを流さないようにしてください



トイレではトイレットペーパー以外の紙を流さないようにしてください



公共汚水ますに雨水を流さないようにしてください



ガソリン・灯油・アルコール・
ごみ・タバコの吸い殻などの危険物を流さないようにしてください

お問合せ先

相模原市役所 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

○ 下水道の計画・施策にかかわること

下水道経営課 042-707-1840

○ 下水道使用料・受益者負担金・受益者分担金・排水設備にかかわること

下水道料金課 042-707-1829

○ 下水道の維持管理・整備にかかわること

※緑区（橋本・大沢地区）、中央区、南区にお住まいの方

下水道保全課 042-769-8270 下水道整備課 042-707-7052

○ 下水道の維持管理・整備・排水設備にかかわること

※緑区（城山・津久井・相模湖・藤野）にお住まいの方

津久井総合事務所 〒252-0157 相模原市緑区中野633

津久井下水道事務所 042-780-1409